

議第 1 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 2 8 年 6 月 2 9 日

提 出 者 総務委員長 南 恒 生

徳島県議会議長 嘉 見 博 之 殿

地方財政の充実・強化を求める意見書

去る6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、消費税率の引上げ延期の方針が示されたが、地方においては、増嵩する社会保障関係費の安定的な財源の確保や、子育て支援、医療、介護などの施策の充実に遅れが生じることを懸念する声が上がっている。

また、経済・雇用対策、大規模災害に備える県土強靱化に加え、国・地方共通の最重要課題である地方創生の実現に向けた取組みを加速していくため、今後も多額の財政需要が生じる見込みである。

今後とも、それぞれの地域が抱える課題を自主的・主体的に解決し、必要な行政サービスを提供していくためには、安定的な財源を確実に確保する必要がある。

よって、国においては、地方の不安を払拭し、自治体の安定的な行財政運営を実現するため、次の事項について対策を講じるよう強く要請する。

- 1 地方は、社会保障や子育て支援、地方創生に向けた取組みなど、様々な地域課題への対応を行っており、財政需要は増加する一方であることから、地域の実情に応じた効果的な施策が安定的に実施でき、より大きな成果を上げられるよう、今後においても、地方一般財源の必要な規模を確保すること。
- 2 地方分権の実現には自治体の財政基盤の確立が不可欠であることから、地方交付税については、財源保障機能の強化、自治体の財政運営の予見性向上のため、法定率のさらなる引上げにより、臨時財政対策債に依存しない、確実な総額確保策を講じること。
- 3 地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方は既に徹底した行財政改革を実行済みであることに留意し、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、地方交付税の算定方法の見直しに当たっては、住民生活の安全・安心が確保されることを前提とした合理的なものとし、その財源保障機能が損なわれないようにすること。
- 4 地方税については、引き続き、地方の意見を十分踏まえ、地方税財源の充実確保に取り組むとともに、地域間の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

内 閣 官 房 長 官

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

内閣府特命担当大臣(地方創生)

協力要望先

県選出国會議員

議第2号

グローバル化に対応する英語教育の充実についての意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成28年6月29日

提出者 文教厚生委員長 眞貝浩司

徳島県議会議長 嘉見博之 殿

グローバル化に対応する英語教育の充実についての意見書

社会の急速なグローバル化の進展の中で、日本人としてのアイデンティティと、日本の文化や歴史に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付け、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成がますます重要になっており、国語教育の充実とともに世界の共通語である英語力の向上が強く求められている。

国においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、平成25年12月「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を策定し、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る方針を打ち出した。

特に小学校については、平成32年度から、現在高学年に対して行われている外国語活動を教科化するとともに、中学年に対しても活動型の英語教育を新たに開始し、高学年は年間70単位時間、中学年は年間35単位時間とする方向で検討が進められており、平成30年度からの段階的な先行実施も見込まれているところである。

小学校における語学教育については、国語である日本語能力の充実はもとよりのこと、英語に慣れ親しむことが必要とされ、学習内容も「聞く」、「話す」のほか、「読む」、「書く」が加わるなど高度化される見通しであることから、これに対応するための早急な体制整備が必要である。

国は、高学年の指導者については「英語指導力を備えた学級担任に加えて専科教員の積極的活用」の方針を示しているものの、全国の小学校教員のうち、英語の免許保有者の割合は5%程度にとどまっている。さらに現在よりも授業時数の増加が見込まれることから、英語指導の専門性を持った教員の増加配置が不可欠である。

よって、国においては、学級数や児童数に応じて小学校英語専科教員を配置できるよう定数改善を行うとともに、外国語指導助手（ALT）の配置拡充など、グローバル化に対応した英語教育を充実するための施策に一層強力に取り組まれるよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第3号

「四国横断自動車道」及び「阿南安芸自動車道」の早期整備を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成28年6月29日

提出者	県土整備委員長	島田正人
	地方創生対策委員長	中山俊雄

徳島県議会議長 嘉見博之 殿

「四国横断自動車道」及び「阿南安芸自動車道」の早期整備を求める意見書

四国では、大都市と比較し人口集積が低いことから、生活の大部分を自動車交通に依存しており、本州四国連絡高速道路と一体となって高速交通ネットワークを形成する「四国8の字ネットワーク」は、あらゆる経済・社会活動を支える最も基幹的かつ重要な社会資本である。

また、平時の救命・救急はもとより、近い将来、高い確率で発生が予想される「南海トラフ巨大地震」や、局地化・頻発化・激甚化する豪雨災害など、大規模自然災害の発生時には「命の道」となり、さらには、企業の地方移転や産業競争力の強化、交流人口の拡大による地域活性化の推進など、地方への「ひと・もの・しごと」の流れをつくる「活力の道」となり、「地方創生」を実現するためには、無くてはならない道路である。

こうした中、平成28年3月に決定された四国圏広域地方計画においては、「南海トラフ地震や津波等に対する安全・安心を支える基盤として、四国8の字ネットワークを形成すること」が位置づけられ、本県の高速交通ネットワークの早期整備に一層の加速が期待される場所である。

一方、本県の「四国横断自動車道」や「阿南安芸自動車道」は、現在、整備中であるが、「海部道路」に至っては未だ事業化すらされていない状況となっており、これら「命の道」、「活力の道」の機能を十分に活かすためには、その整備を推進し、南伸を図ることが急務である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 四国8の字ネットワークの整備については、確実かつ計画的に推進し、国が責任を持って「ミッシングリンク」の解消を図ること。
- 2 本県の高速交通ネットワークの基幹を成す「四国横断自動車道」及び「阿南安芸自動車道」の早期整備により、南伸を図ること。
- 3 計画段階評価が完了した「阿南安芸自動車道（牟岐～野根間）」、いわゆる「海部道路」の早期事業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

国 土 交 通 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

議第4号

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転の早期実現を
求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提
出する。

平成28年6月29日

提出者

重岩岡中島来眞岡岩寺喜杉井南庄高古	清丸山田代貝本佐井多本川野井川	佳正佑俊正正浩富義正宏直龍恒昌美広	之史樹雄人文司治弘邇思樹二生彦穂志	木須岡嘉原山檜元岸西木川丸臼黒長長	下見田見井西本木本沢南端若木崎尾池	一理博国章泰貴征正祐春哲文	功仁絵之敬朗孝生治朗美義二夫章見武
-------------------	-----------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	---------------	-------------------

徳島県議会議長

嘉見博之殿

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの
徳島移転の早期実現を求める意見書

東京一極集中の是正と人口減少の克服を同時に図る、待ったなしの地方創生に向けては、日本創成の最後のチャンスであるとの強い危機感を持ち、国と地方がしっかりと連携協力し、具体策を迅速に実行していくことが極めて重要である。

しかしながら、平成27年国勢調査によると、我が国の総人口は平成22年の前回調査に比べ94万7,000人の減少、人口規模が第3位の大阪府ですら減少に転じる一方で、東京圏では51万人増加し全国の4分の1以上が集中するなど、東京一極集中がさらに加速している状況が明らかとなったところである。

我が国が直面するかつてない危機を克服し、日本の明るい未来を切り開いていくためには、地方への新しい人の流れづくりへの突破口となる政府関係機関の地方移転を推進することが不可欠であり、本県からは消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの徳島移転を提案している。

この本県提案に対し、国は本年3月に決定した政府関係機関移転基本方針の中で、「地方創生に資する意義が認められる」と明記するとともに、「ICTの活用による試行等を行い、移転に向けて8月末までに結論を得ることを目指す」としたところである。

また、この度新たに示された「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」においても、「3月の移転基本方針に示された方向に沿って取組を進める」と記載され、地方創生を本格展開するに当たっての重要施策に位置付けられている。

既に、国民生活センターの教育研修業務、商品テスト業務の試験移転が開始し、7月には徳島県庁舎において、板東長官をはじめ職員約40人で1か月に及ぶ消費者庁業務試験も開始される。

消費者庁等の徳島移転は、企業の地方拠点強化をはじめ地方への新しい人の流れを生む突破口となるばかりでなく、ICTを活用した新たな働き方改革であるテレワークの推進にもつながるものである。

よって、国においては、地方創生の本格展開を着実に推進し、地方創生から日本創成にしっかりとつなげるため、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転を早期に実現されるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

内 閣 官 房 長 官

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

地方創生担当大臣

協力要望先

県選出国會議員